退職役職員互助制度 加入申込書

令和 年 月 日

一般社団法人

岩手県農林漁業団体役職員連盟 御中

私は、貴連盟退職役職員互助制度の趣旨に賛同し、制度概要の内容を確認及び同意のうえ、 加入申込みをいたします。

所属団体名																
	団体コード			会員コード			(フリガナ)									
会員番号									会員氏名						F)
生年月日				年齢		性別			加入年月日							
S • I	Н	年	月	日		才	男・女		令利	†	年	月		日		
										標	準	給	与	月	額	
														=	一円	

上記の加入申込みは、事実と相違ないことを認めます。

令和 年 月 日

団体名

代表者名

(EII)

\	担当者	検 印	審査	決定
連				
連盟決裁				
決				
裁				

(退職役職員互助制度)

退職役職員互助制度概要(本人用)

ご加入に際して、同制度の内容を説明したものです。必ずご一読いただき内容をご確認のうえお申込みくださるようお願いいたします。

<制度概要>

現職会員期間中に20年の保険料積立期間を満了することにより、定年退職(満60才以上)後に「退職会員」となり「退職会員医療保険」に加入し、本人と配偶者が医療費給付を受けられる制度です。

<加入資格>

満30才以上の会員が制度加入できます。(誕生月より)ただし、定年年令までの積立期間が10年以上ある必要があります。

<保険料積立金>

毎月、標準給与月額の1%を20年間積立いただきます。標準給与月額は毎年9月1日で改定いたします。 (例:標準給与200千円→保険料積立金月額2,000円)

<脱 退>

退職時に保険料積立期間20年を満了していない場合は、脱退(資格喪失)となり、払い込み保険料積立金を返還いたします。

※定年退職(満60才以上)の場合は、退職時に保険料積立期間が10年以上あれば、不足年月数分を一括納付することにより退職会員の資格を取得できます。

<任意継続会員>

定年前に退職し、保険料積立期間20年を満了している場合、この制度の任意継続会員となり、満60才に達し「退職会員」となるまで待機することができます。

【退職会員医療保険の内容】

保険金の種類	被保険者	保険金額
療養給付金	退職会員及び	保険対象医療費一部負担金の総額から、会員一部負担額(5,000円)を控除した額。ただし、高額療養費・公費助成額・他の付加給付は除くなお、会員一部負担額については、1診療者、1診療月、1医療機関に支払た額。 また、連盟所定様式にかかる証明書費用を負担したときは、300円を限度とした実費を加算。

【死亡時の給付】

給付金の種類	対象者	給 付 金 額		
弔慰金	現職会員・任意継続会員			50,000円
		会員資格取得後	1年以内	50,000円
埋葬料補助	退職会員		1年を超え2年以内	30,000円
			2年を超え3年以内	20,000円
香 典	退職会員及びその配偶者			10,000円

※業務又は財産の状況に照らして特定保険業の継続が困難になる蓋然性がある場合には、保険料を増額又は 保険金額を減額することがあります。